

令和3年度「大阪市ハートフルWeb事業」バナー広告募集要項

障がいのある人が外出する際の利便性向上や就労による自立を支援する「大阪市ハートフルWeb事業」において、民間企業等との協働により支援充実のための財源を確保すること及び市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、同Webサイトにバナー広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 募集ページ

大阪市ハートフルWebサイト

① トップページ

URL：<https://osaka-heartfulweb.jp/>

② 「バリアフリー情報」のページ

大阪市内の公共施設などのバリアフリー情報

URL：https://osaka-heartfulweb.jp/bf_top.html

③ 「ハートフル商店街」のページ

障がい者支援施設で作製されている授産製品のネットショッピングモール情報

URL：<http://osaka-heartful.jp>

2. アクセス件数

①約 1,300 件/月

②約 120 件/月

③約 2,400 件/月

3. 広告掲載料金

①、② 1 枠あたり 月額 1,000 円 (税込)

③ 1 枠あたり 月額 2,000 円 (税込)

4. 広告枠数

① 4 枠

②、③ 各 3 枠

5. 広告掲載期間

広告の掲載期間は令和4年3月31日まで。ただし、申し込み期限は令和4年1月31日まで。(各月の申し込み期限は、掲載希望月の前々月の末日まで)

- ・ 広告を掲載する期間は1か月単位ですので、掲載希望者は掲載期間を指定できます。なお、申し込み順位により、希望に添えない場合があります。
- ・ メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も、広告掲載期間に含まれます。
- ・ バナー広告の掲載位置は指定できません。

6. バナー広告の規格

- ・サイズ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
- ・ファイル形式 GIF (アニメーション可)、JPEG、PNG
- ・データ容量 20 キロバイト以内
- ・画像を変化または移動させる場合は、目への負担が大きくなり、かつ光感受性発作を誘発させないようにしてください。
- ・バナー広告の作成は、申込者の負担により行ってください。

7. 掲載できない広告

次の (1) から (3) のいずれかに該当する広告は掲載できません。

- (1) 福祉局ホームページバナー広告掲載要項第 2 条に基づき、大阪市広告掲載要綱第 4 条の各号に該当するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 次のいずれかに該当する業種又は事業者 (事業者とは、広告主たる法人又は個人を指し、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含みます) の広告
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号) で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
 - イ 消費者金融
 - ウ 商品先物取引に関するもの
 - エ たばこ
 - オ ギャンブルにかかるもの
 - カ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
 - キ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 - ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - ケ 特定商取引に関する法律 (昭和 51 年法律第 57 号) に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
 - コ 探偵事務所、興信所等の調査会社
 - サ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
 - シ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
 - ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - セ 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
 - ソ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
 - タ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
 - チ 市税を滞納している事業者
 - ツ ハートフル商店街の販売促進の観点から好ましくないもの

8. 申込み方法及び掲載への流れ

- (1) 「大阪市ハートフル Web 事業」バナー広告掲載申込書に、必要事項を記入及び捺印してください。
- (2) 「大阪市ハートフル Web 事業」バナー広告掲載申込書を、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課あて提出してください。

提出先 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市福祉局 障がい者施策部障がい福祉課（バナー広告募集担当）

- (3) 大阪市福祉局より、掲載もしくは非掲載の決定通知が届きます。
※先着順で決定します。
※掲載希望期間が重複する場合は、調整させていただく場合があります。
- (4) 掲載の決定通知を受け取られたら、納入通知書により広告料金を納入していただき、バナー広告に使用する画像データを提出してください。

9. 広告掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、書面にて受付けます。ただし、納付済みの広告料は返還いたしません。

10. その他

- ・ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更や掲載ページ数の増減が生じる場合があります。
- ・バナー広告の掲載にあたっては、大阪市広告掲載要綱及び福祉局ホームページバナー広告掲載要項を適用しますので、ご確認のうえ、申込み手続きを行ってください。